

事務連絡

令和8年3月12日

都内障害者支援施設等管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

共生社会推進担当課長 小泉 孝夫

「知的障害のある方へ 相談窓口のご案内 東京都福祉局」の送付について

日頃から、東京都の障害福祉施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都福祉局では、障害者差別解消法に基づき「東京都障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、普及啓発・研修等について協議を行っています。

昨年度は、知的障害者に対する障害者差別等を相談支援につなげるために、協議会の下に部会を設置して内容の検討を行い、この度、検討を踏まえた知的障害者向け普及啓発物を作成しました。

つきましては、貴施設入所者等の権利擁護のため、施設内掲示や印刷配布いただくなど、適宜、御活用いただければ幸いです。

記

1 送付物

「知的障害のある方へ 相談窓口のご案内 東京都福祉局」データ

2 その他

- (1) 若干ですが、印刷物がございますので、送付を希望する場合は、下記担当までメールでご連絡ください。
- (2) 本データについては、東京都福祉局ホームページにも掲載しています。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihatsu
- (3) 別添のように黒線のところで折りたたみ、持ち運ぶことが可能です。
また、電話番号等を記入後、切り取り線で切り取り、持ち歩くことも可能です。
- (4) 東京都では、令和6年4月の障害者差別解消法の改正を受けて、改訂を行った「東京都障害者差別解消法ハンドブック」及び「東京都障害者差別解消条例パンフレット」も、上記、東京都福祉局のホームページに掲載しております。是非、御一読ください。

【問合せ先】

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

権利擁護担当 織田・新藤

電話 03-5321-1111（内線33-236）

MAIL Yukari_Shindou@member.metro.tokyo.jp